

大泉町週休 2 日制現場の試行要領

(主旨)

第 1 条 この要領は、建設業における週休 2 日の定着を支援するため、受注者の現場代理人、主任技術者及び監理技術者を週に 2 日間休日とし、同時に工事現場を閉所とする週休 2 日制現場の試行にあたり必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休 2 日制現場 対象期間において、完全週休 2 日又は 4 週 8 休現場閉所のいずれかを行った状態をいう。
- (2) 対象期間 工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、年末年始の 6 日間、夏季休暇の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場閉所ができない期間等）は含まないものとする。
- (3) 工事着手日 工事開始日以降の実際の工事のための準備工（現場事務所等の建設又は測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあたってはそれを含む。）の初日をいう。
- (4) 現場閉所 労働者の休日・休暇にかかわらず、現場事務所での書類作成等の事務作業も含めて、1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上最低限必要な作業は実施してもよいものとする。また、災害対応等の他現場にやむを得ず出勤した場合でも、当該現場が閉所されていれば、現場閉所となる。なお、4 週 8 休現場閉所に限り、降雨、降雪等の自然的な事象による計画外の閉所も現場閉所に含むものとする。
- (5) 完全週休 2 日 原則として、対象期間における全ての土曜日及び日曜日を計画的な休日とし、同時に 4 週 8 休以上の現場閉所を達成した状態をいう。

(6) 4週8休現場閉所とは、対象期間における全ての月において、4週8休以上の現場閉所を達成した状態をいう。

(対象工事)

第3条 週休2日制現場の試行は、発注者が選定する工事(以下「対象工事」という。)を対象とする。

(週休2日制の考え方)

第4条 受注者は、対象期間中、週に2日間、現場閉所を実施するものとする。この閉所日は、原則として土曜日及び日曜日とする。ただし、受注者及び発注者の協議により、任意の曜日を設定できるものとする。

2 受注者は、現場閉所の日においては、当該現場に従事する全ての労働者を休日又は休暇とすることを目指すものとする。

3 週休2日制現場の達成状況は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める対象期間内の現場閉所日数の割合(以下「現場閉所率」という。)により確認する。

(1) 完全週休2日 対象期間内の現場閉所率は、(週休2日の現場閉所を行った週) ÷ (対象期間の週) × 100で算出し、現場閉所率が100%にて達成とする。なお、ここでいう週とは、日曜日を開始日として土曜日を終了日とするものとし、対象期間内における日曜日又は土曜日が含まれない週は、その週の対象となる日曜日又は土曜日の閉所を行っている場合に、達成しているものとみなす。

(2) 4週8休現場閉所 対象期間内の現場閉所率は、(週休2日の現場閉所を行った日) ÷ (対象期間の日数) × 100で算出し、全ての月において、現場閉所率が28.5%以上にて達成とする。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、対象期間内におけるその月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休(現場閉所率28.5%)以上を達成しているものとみなす。

(工事の発注方法)

第5条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する方式により対象工事を発注するものとする。

(1) 発注者指定型 発注時から発注者が週休 2 日制現場を行うことを指定する方式とし、次のアからウまでに掲げる事項を行うもの。

ア 対象工事の発注にあたり、施工条件の明示に発注者指定型の週休 2 日制現場であることを明示し、発注手続を行うこととする。

イ 当初予定価格から週休 2 日制現場を達成した場合の補正係数を各経費等に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

ウ 週休 2 日制現場の達成状況を確認後、月単位で 4 週 8 休現場閉所に満たないものは、補正分を減額変更する。

(2) 受注者希望型 契約後、受注者が週休 2 日制現場の適用を希望する場合に、発注者と協議して取り組む方式とし、次のアからウまでに掲げる事項を行うもの。

ア 対象工事の発注にあたり、施工条件の明示に受注者希望型の週休 2 日制現場であることを明示し、発注手続を行うこととする。

イ 当初予定価格から週休 2 日を達成した場合の補正係数を各経費等に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

ウ 週休 2 日制現場の達成状況を確認後、月単位で 4 週 8 休現場閉所に満たないものは、補正分を減額変更する。また、工事着手前に週休 2 日に取り組むことを受注者が希望しない場合も、補正分を減額変更する。

(実施方法及び確認方法)

第 6 条 受注者は、工事着手までに速やかに、土曜日及び日曜日を基本とする 4 週 8 休以上の現場閉所を見込んだ工事工程表を作成し、監督員の承諾を得るものとする。なお、当該対象工事が受注者希望型による発注の場合には、受注者は、受注後速やかに工事打合せ書により監督員に週休 2 日制現場の適用を希望する旨の申し出を行うこととする。

2 前項の工事工程表は、別記様式により作成するものとする。なお、工事工程表に記載する工種は、受注者の負担軽減のため、工事契約書に添付する工程表(大泉町工事監督規定規程(平成 28 年大泉町規程第 1 号)別記様式第 4 号)と同一とする。

3 発注者は、週休 2 日制現場の取組により、工期内に工事を完成するこ

とができないと判断した場合は、建設工事請負契約約款規定により、週休2日制現場を取り組むために必要な日数分の工期延長を行うものとする。

4 受注者は、対象期間中の現場閉所と定めた日にやむを得ない理由により現場作業を行わなければならない場合、受注者及び発注者で協議し、現場閉所の日を振り替えることができるものとする。

5 現場閉所の日の振替については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 完全週休2日 受注者は、土曜日又は日曜日に工事等を行おうとする場合、事前に監督員と協議のうえ現場閉所の日を振り替えることができるものとする。ただし、振替を行う現場閉所の日は、同一週内において設けることを原則とする。なお、降雨、降雪等の自然的な事象による計画外の現場閉所の日の振替を認めない。

(2) 4週8休現場閉所 受注者は、設定した現場閉所の日に工事等を行おうとする場合、事前に監督員と協議の上、振替を行う現場閉所の日を設定することとする。振替を行う現場閉所の日は、現場閉所の日と同じ月単位の範囲内で設けることを原則とする。

6 週休2日制現場の達成状況は、別記様式によるほか、次の書類等により確認し、受注者の負担軽減に努めることとする。

(1) 現場閉所の状況がわかる書類（出勤簿等）

(2) 受注者の休日がわかる書類（就業規則等）

(3) その他休暇取得状況がわかる書類

（間接工事費率等の補正）

第7条 週休2日制現場の達成状況に応じ、労務費・共通仮設費率・現場管理費率、市場単価及び土木工事標準単価については、次に掲げる表の補正係数等により補正する。

(1) 補正係数

	週休2日制現場を達成できた場合		週休2日制現場を達成できなかった場合
	完全週休2日	4週8休現場閉所 （月単位）	

労務費	1.02	1.02	1.00
共通仮設費率	1.02	1.01	1.00
現場管理費率	1.03	1.03	1.00

(2) 市場単価

	区分	週休2日制現場を達成できた場合		週休2日制現場を達成できなかった場合
		完全週休2日	4週8休現場閉所(月単位)	
鉄筋工		1.02	1.02	1.00
ガス圧接工		1.01	1.01	1.00
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.00
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.00
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.00
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.00
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.00
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01	1.00
道路標識設置工	設置	1.00	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01	1.00
道路附属物設置工	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.00
法面工		1.01	1.01	1.00
吹付砕工		1.01	1.01	1.00

鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01	1.00
道路植栽工		1.02	1.02	1.00
公園植栽工		1.02	1.02	1.00
橋梁用伸縮接手装置設置工		1.01	1.01	1.00
橋梁用埋設型伸縮接手装置設置工		1.02	1.02	1.00
橋面防水工		1.01	1.01	1.00
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.00
グルーピング工		1.00	1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01	1.00
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.00

(3) 土木工事単価

	区分	週休2日制現場を達成できた場合		週休2日制達成できなかった場合
		完全週休2日	4週8休現場閉所（月単位）	
区画線工		1.02	1.02	1.00
高視認性区画線工		1.02	1.02	1.00
橋梁塗装工		1.01	1.01	1.00
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01	1.00
	人力	1.02	1.02	1.00
コンクリートブロック積		1.02	1.02	1.00
排水構造物工		1.02	1.02	1.00
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02	1.00

表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定場	1 . 0 1	1 . 0 1	1 . 0 0
	高所作業車	1 . 0 1	1 . 0 1	1 . 0 0
表面含浸工	固定場	1 . 0 2	1 . 0 2	1 . 0 0
	高所作業車	1 . 0 2	1 . 0 2	1 . 0 0
連続繊維シート補強工	固定場	1 . 0 2	1 . 0 2	1 . 0 0
	高所作業車	1 . 0 2	1 . 0 2	1 . 0 0
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定場	1 . 0 2	1 . 0 2	1 . 0 0
	高所作業車	1 . 0 2	1 . 0 2	1 . 0 0
漏水対策材設置工	固定場	1 . 0 2	1 . 0 2	1 . 0 0
	高所作業車	1 . 0 2	1 . 0 2	1 . 0 0
防草シート設置工		1 . 0 1	1 . 0 1	1 . 0 0
紫外線硬化型 FRP シート設置工（ポリエステル樹脂）	固定場	1 . 0 1	1 . 0 1	1 . 0 0
	高所作業車	1 . 0 1	1 . 0 1	1 . 0 0
塗膜除去工		1 . 0 2	1 . 0 2	1 . 0 0
バキュームブラスト工		1 . 0 1	1 . 0 1	1 . 0 0
道路反射鏡設置工	設置	1 . 0 0	1 . 0 0	1 . 0 0
	撤去	1 . 0 2	1 . 0 2	1 . 0 0
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1 . 0 2	1 . 0 2	1 . 0 0
機械式継手工		1 . 0 2	1 . 0 2	1 . 0 0
抵抗板付鋼製杭基礎工		1 . 0 1	1 . 0 1	1 . 0 0
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1 . 0 1	1 . 0 1	1 . 0 0
FRP 製格子状パネル設置工		1 . 0 1	1 . 0 1	1 . 0 0

浸食防止用植生マット工 (養生マット工)		1 . 0 2	1 . 0 2	1 . 0 0
支承金属溶射工		1 . 0 2	1 . 0 2	1 . 0 0
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管) 設置工		1 . 0 2	1 . 0 2	1 . 0 0
フレア溶接工		1 . 0 2	1 . 0 2	1 . 0 0
H型ボラード設置工		1 . 0 1	1 . 0 1	1 . 0 0
橋梁用水切り材設置工	固 定 足 場	1 . 0 2	1 . 0 2	1 . 0 0
	作 業 者	1 . 0 2	1 . 0 2	1 . 0 0

附 則

この要領は令和 8 年 6 月 2 3 日から施行する。